

ストック・オプションで課税漏れか ～会計検査院が国税当局に指摘～

1. 概要（会計検査院による課税漏れの指摘）

令和 7 年 10 月 20 日、会計検査院は国税当局に対する検査結果を公表しました。

会計検査院が令和 3 年及び 4 年に行われたストック・オプションに係る課税状況を確認した結果、150 人、約 60 億円の課税漏れの可能性があることを国税当局に指摘しました。

課税漏れの内訳を見ると、「税制非適格ストック・オプション」に関するものが約 41 億円と高額である印象を受けます。これは、権利行使時の経済的利益（株価と行使価格の差額）を給与所得として適切に申告していないケースが多いことを示しています。

今回の会計検査院の検査においては、提出された法定調書データから確認をしていますが、法定調書が提出されていないものも一定程度あることを見込めば、課税漏れの規模はより大きいことも想定されます。

以下、今回の会計検査院の検査結果の詳細とストック・オプションに係る法定調書の概要及び今後の留意点等についてまとめました。

2. 検査結果の詳細

会計検査院が実施した検査の結果は以下のとおりでした。

No.	区分	検査の結果	課税漏れの 可能性の ある人数	譲渡の 対価の 額
①	税制 適格	国税当局は申告確認をするための参考情報として対象者リストを作成したが、譲渡所得の見込額が算出できなかった 76 人について国税当局内部での情報共有に不備があった結果、76 人のうち 73 人がストック・オプションに係る申告をしていない可能性が高い。	73 人	13 億 965 万円
②	税制 適格	国税当局における申告確認対象者 353 人に対する申告確認の実施等の状況及び申告書等の提出状況を確認した結果、7 人については国税当局において申告確認を行っておらず、また、36 人については、申告確認は実施したが、申告書等の提出がされていなかった。	43 人	5 億 7,130 万円
③	税制 非適格	国税当局から提出を受けた新株予約権の行使に関する調書のデータ等を会計検査院が確認した結果、納税義務者 34 人については、税制非適格ストック・オプションに係る経済的利益の額を給与収入等として適正に計上していない可能性が高い。	34 人	41 億 5,321 万円

3. 法定調書の概要

今回の会計検査院の検査においては、法定調書のデータが利用されました。
 ストック・オプションに係る法定調書の概要は、以下のとおりです。

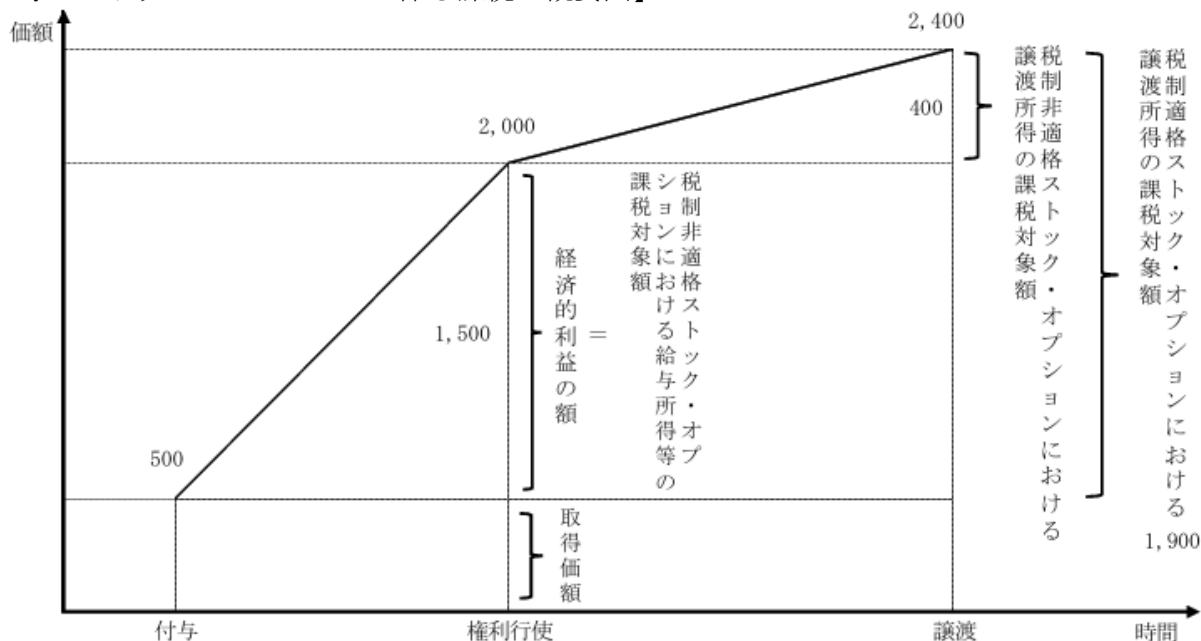
区分	提出タイミング	提出書類	提出期限	根拠条文
税制 適格	付与时	特定新株予約権の 付与に関する調書	付与した日の属する年 の翌年1月31日まで	措置法29条の 2第6項
	毎年	特定株式等の異動 状況に関する調書	毎年1月31日まで	措置法29条の 2第7項
税制 非適格	行使時	新株予約権の行使 に関する調書	行使をした日の属する 年の翌年1月31日まで	所得税法 第228条の2

4. 今後の見通しと留意点

今回の会計検査院の指摘を契機に、国税当局においては、ストック・オプションに対する課税について管理体制を厳格化することが予想されます。その際、過去の申告内容についても確認（調査）が及ぶ可能性があります。以下、納税者（従業員側）と付与側（会社側）の留意点をまとめました。

納税者（従業員側）	付与者（会社側）
① 申告漏れに気づいた場合は自主的に申告することを推奨	① 法定調書については、税制適格と税制非適格の場合で書類等が異なる
② 自身のケースが税制適格か税制非適格かを確認し、課税関係を正しく理解した上で、申告する必要がある	② 税制非適格ストック・オプションの場合、権利行使による株式交換時に会社側は給与所得に係る源泉所得税を徴収して納付する必要がある
③ 所得が高額となるケースも多いため、不明点は勤務先や税理士に相談する	

【参考：ストック・オプションに係る課税の概要図】



出所：令和7年10月20日会計検査院公表資料「ストック・オプションに係る課税の状況等について」抜粋